

令和4年3月定例総会 (令和4年3月30日)

新潟市北区農業委員会議事録

新潟市北区農業委員会

令和4年3月新潟市北区農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月30日(水) 午前9時30分～10時25分

2. 開催場所 北区役所 3階 豊栄地区公民館 大講堂

3. 出席委員 (18人)

委員	1番	渡部 圭子
農地部会長職務代理者	2番	山岸 洋子
委員	3番	窪田 昇平
委員	4番	伊藤 明
委員	6番	坂井 祐一
農政振興部会長	7番	武田 武盛
委員	8番	小林 浩
委員	9番	此村 和也
委員	10番	佐藤 敏明
委員	11番	若林 清廣
委員	12番	曾我 護
委員	13番	齋藤 圭一郎
委員	14番	倉島 正春
農地部会長	15番	田村 良雄
委員	16番	松田 勝己
農政振興部会長職務代理者	17番	後藤 宗一
会長職務代理者	18番	本田 敏明
会長	19番	首藤 正男

4. 欠席委員 (1人)

委員	5番	佐藤 作栄
----	----	-------

5. 議事日程

(諸般の報告)

第 1	議事録署名委員の指名
第 2	議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
第 3	議案第 8号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について
第 4	議案第 9号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
第 5	議案第10号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について
第 6	議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
第 7	議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて
第 8	議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第 9 部会報告
第 10 報告事項

農政振興部会報告
農地法第5条転用届出に関する受理について
農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

6. 出席事務局職員

事務局 長
次 長
農地係 長

佐久間 清
島 貫 徹
浅 香 範 人

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので、これより令和4年3月の定例総会を開催いたします。</p> <p>議事日程に従いまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>本日は、5番 佐藤 作栄委員が欠席でございますが、定足数を満たしており総会が成立していることを申し添えます。</p> <p>それでは、首藤会長 議事進行よろしくお願いいたします。</p> <p>午前9時30分 開 会</p>
議 長	<p>日程に入る前に事務局から報告事項がありますので、報告させます。</p>
事務局	<p>ご報告申し上げます。</p> <p>議案説明のため関係職員が出席しております。</p> <p>次に、令和4年2月定例総会後の主な行事・会議等につきましては、お手元に配布のとおりご報告いたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>これより、日程に入ります。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において、6番 坂井 祐一 委員、7番 武田 武盛 委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 追加議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第8号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第4 議案第9号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、日程第5 議案第10号 業計画変更承認申請に関する処分決定についてを一括議題といたします。</p> <p>議案第14号、第8号、第9号及び第10号については、3月25日に農地部会を開催して審議を願っておりますので、農地部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農地部会長	<p>農地部会での審議内容について報告します。</p> <p>まず、追加議案第14号農 地法第3条許可申請に関する意見決定について報告します。</p> <p>申請は4件です。追加議案をご覧ください。</p>

番号1番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり
譲受人 北区内沼 以下記載のとおり
譲渡人 北区美里1丁目 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 294平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 30万円
通作距離 2キロメートル
譲受人の農業従事者数 2人
譲受人の経営面積 1,043.32アール
地域区分 農用地区域外

譲渡人が離農することになり、譲受人に相談したところ、売買で話がまとまったものです。

番号2番

所在地 北区浦木 以下記載のとおり
譲受人 中央区幸西1丁目 以下記載のとおり
譲渡人 北区長戸 以下記載のとおり
地目及び面積 田2筆 126平方メートル
畑1筆 362平方メートル
合計3筆 488平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 50万円
通作距離 20キロメートル
譲受人の農業従事者数 1人
譲受人の経営面積 79.81アール
地域区分 農用地区域外

規模拡大を考えている譲受人との間で売買の話がまとまったものです。

番号3と4は関連しているので、一括して説明します。

番号3番

所在地 北区内島見 以下記載のとおり
譲受人 東区一日市 以下記載のとおり
譲渡人 北区木崎 以下記載のとおり
地目及び面積 田1筆 1,568平方メートル
契約内容 売買
10アール当り対価 32万円
通作距離 9キロメートル

譲受人の農業従事者数 1人

地域区分 農用地区域外

番号4番

所在地 北区内島見 以下記載のとおり

譲受人 東区一日市 以下記載のとおり

譲渡人 北区早通 以下記載のとおり

地目及び面積 田4筆 4,346平方メートル

契約内容 売買

10アール当り対価 103万円

通作距離 9キロメートル

譲受人の農業従事者数 1人

地域区分 農用地及び農用地区域外

申請者から来庁を願い、お話を伺いました。

農家の長男に生まれましたが、会社を経営していたため、一度離農しました。近く、会社を退職することとなり、まだ元気で体も動くので不動産屋から農地を紹介してもらい、売買で農地を取得するため申請に至ったものです。水稻の他に果樹の栽培を考えているとのことでした。

委員から、果樹は何を栽培するのかとの質問に、いちじく、梅、プルーン、ブルーベリーなど栽培を考えている。まずは土づくりに時間がかかると考えているとのことでした。

また、果樹は販売方法を考えているのかとの質問に、土づくりに時間がかかる。まずは栽培することを考えており、販売は軌道に乗った後に考えたいとのことでした。

また、後継者はいるのかとの質問に、息子が2人いる。今は勤めているが、将来的に後を継いでもらうことを考えているとのことでした。

また、農地を荒らして、外の農地に迷惑をかけるのを心配している。その辺は気を付けていただきたいとの指導がありました。

農地部会では、譲受人の経営農地面積状況、農業機械の所有状況、農作業従事者、耕作目的などを審査した結果、許可要件及び効率的に利用して耕作を行うと認められることから許可相当といたしました。

続きまして議案第8号、農地法第4条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は1件です。議案書1ページをご覧ください。

番号 1 番

所在地 北区島見町 以下記載のとおり

転用者 北区島見町 以下記載のとおり

地目及び面積 畑 2 筆 2 5 7 平方メートル

農地区分 第 2 種農地

転用内容及び土地利用面積

個人住宅建築敷地 2 5 7 平方メートル

転用者は現在、申請地の近くに住んでいますが、孫夫婦と同居することになり、現在の住居では手狭になるため、申請地に個人住宅を建築することになったものです。申請地は小集団の農地であり、第 2 種農地に該当します。申請者は、申請地以外の土地についても検討しましたが、条件に合う土地が申請地だけであったため許可できるものです。

続きまして議案第 9 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について説明します。

申請は 2 件です。議案書 2 ページをご覧ください。

番号 1 番

所在地 北区木崎 以下記載のとおり

転用者 北区木崎 以下記載のとおり

所有者 北区木崎 以下記載のとおり

地目及び面積 畑 1 筆 4 0 3 平方メートル

農地区分 第 1 種農地

契約内容 売買

転用内容及び土地利用面積

農家住宅建築敷地 4 0 3 平方メートル

転用者は現在、申請地近くに住んでいますが、結婚をし、家族が増えたため、手狭になり、住宅建築を計画しました。申請地は実家に近く、売買で取得し、農家住宅を建築することになったものです。申請地は北側に農地が広がっており、第 1 種農地に該当しますが、住宅等の居住者の生活上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可できるものです。

続きまして議案第 1 0 号、事業計画変更申請に関する処分決定について説明します。

申請は 1 件です。議案書 3 ページをご覧ください。

	<p>番号 1 番 所在地 北区新鼻 以下記載のとおり 当初計画者 中央区一番堀通町 株式会社 福田組 地目及び面積 畑 2 筆 1,024 平方メートルの内 444 平方メートル 許可年月日及び許可番号 平成 30 年 4 月 27 日 新北区農委指令第 8 号 事業計画変更事項及び転用内容 期間の延長で、変更前、平成 30 年 4 月 27 日から令和 4 年 4 月 30 日までを変更後、平成 30 年 4 月 27 日から令和 6 年 4 月 30 日にするものです。</p> <p>転用者から来庁を願い、お話をお聞きしました。転用者は福島潟の水門工事を県から受注しましたが、軟弱な地盤で、工事が一時中止になり、昨年工期の延長による申請を行いました。ところが、昨年 8 月の豪雨により、矢板が傾いたため、工事が再度中断しました。これに伴い工期が延長になったため、現場事務所等で使用している申請地の転用期間を延長するため申請に至ったとのことでした。</p> <p>委員から、昨年と同じようにう回路を作るのかとの質問に、仮設工法はまだ決まっていない。う回路設置も検討の一つになると思うとのことでした。</p> <p>なお一層のご審議をお願いします。</p>
議 長	これより、質疑に入ります。何かございませんか。
小林委員	<p>8 番 小林です。</p> <p>議案第 14 号の 3 条申請の 1 番について、現況の地目が異なるようなので正確な情報を示してください。</p>
事務局	先日の部会でもご説明したところですが、台帳登録の情報が資料して出力されたものですので、ご理解をお願いします。
小林委員	もう一点、2 番について、耕作しないで 4 条申請がされないように注視してください。
事務局	事務局では農地法に基づいて業務を行っていますので、今後ともそのように業務を遂行してまいります。
小林委員	承知しました。よろしくをお願いします。

議 長	<p>他に何かございませんか。</p> <p>(他に質問・意見なし)</p>
議 長	<p>他にないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農地部会長報告のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、日程第2 追加議案第14号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、日程第3 議案第8号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、日程第4 議案第9号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、日程第5 議案第10号 事業計画変更承認申請に関する処分決定については、農地部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第6 議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、日程第7 議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、を一括議題といたします。</p> <p>議案第11号及び第12号については、3月23日に農政振興部会を開催して審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。なお、議事参与の関係で2回に分けて審議いたします。</p> <p>最初に、新潟市農用地利用集積計画の決定についてのうち、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、8ページの所有権移転のうち、1番の1件について審議します。 つきましては、議事参与の制限に該当する議席番号、11番 若林 清廣 委員の退席を求めます。</p> <p>(議事参与委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。</p>

	<p>議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件について、ご説明いたします。</p> <p>議事参与の制限に該当する案件番号は、今ほど議長から説明のありましたとおり、議案書8ページ、所有権移転1番の1件となります。</p> <p>次に、当該申請案件のご説明をいたします。 番号1番売買です。 譲渡人が死亡し相続人もいないため、弁護士が相続財産管理人となり、当該農地に接する譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第18条3項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。</p> <p>以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。皆さまのなご一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより、採決いたします。 本案は農政振興部会長のとおりに決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。 よって、議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定の案件中、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に該当する案件番号、所有権移転のうち、1番の1件については、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>(議事参与委員 入室・着席)</p>
議 長	<p>次に、議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定につ</p>

農政振興部会長

いての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、及び議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、農政振興部会長から審議の内容について報告を求めます。なお、利用権設定の集計などについては、合計の報告で願います。

農政振興部会での審議内容について、ご報告いたします。
議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、ご説明をいたします。

本日の配布資料5ページの令和4年利用権促進事業権利別実績表をお開きください。

① 利用権設定は、契約期間3年・6年・10年の設定で、18件、79,141平方メートルです。② 農地中間管理権設定は5件63,612平方メートルです。④ 所有権移転は6件6,553平方メートルです。そのうち、議事参与の制限に該当する案件を除く設定は、5件、5,274平方メートルです。

はじめに、利用権設定の申請案件の説明をいたします。
定例総会 議案書4ページから7ページをご覧ください。
利用権設定の新規、18件の契約内容となっています。譲渡人の貸付理由は、離農及び規模縮小によるものです。譲受人の借受理由は、規模拡大となっています。

次に、議案書8ページをご覧ください。
所有権移転の申請案件について、ご説明申し上げます。

番号2番 売買です。
譲渡人が高齢で耕作ができなくなったため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号3番です。
譲渡人が規模縮小のため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

番号4番です。
譲渡人が離農するため、譲受人に相談したところ売買することで話しがまとまったものです。

<p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>次に、議案書 9 ページをご覧ください。 番号 1 番と番号 2 番の交換です。 農地の利便性を図るため、両者で相談したところ交換することで話しがまとまったものです。</p> <p>次に、議案書 10 ページをご覧ください。 農地中間管理権の設定に関する案件について、ご説明申し上げます。中間管理機構への貸付けを行う 5 件の契約内容となっています。今回は人・農地プランによるものではなく、それぞれ中間管理機構を通して貸付けを行うものです。 申請案件は、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律及び公益社団法人新潟県農林公社農地中間管理事業規程に基づき農地中間管理権の設定を行うものです。</p> <p>農政振興部会では、農業経営基盤強化促進法第 18 条 3 項の要件である基本構想への適合、耕作すべき農用地のすべての効率的な利用、農作業の常時従事 並びに新潟市北区農業委員会農地移動適正化あっせん基準の経営基準面積等を審査しました。 以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。</p> <p>次に、議案 12 号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについてご説明いたします。議案書 17 ページをご覧ください。 農政振興部会では、一覧表に記載のある令和 4 年 2 月総会でご審議いただきました利用権設定の新規 14 番の案件について、農用地利用集積計画の取り消しを審議いたしました。 この農地は、令和 4 年 1 月総会で利用権設定 新規として議決をいただきましたが、同一農地に対する重複した手続きがされたため、令和 4 年 2 月総会で議決された農用地利用集積計画の一部取り消しを行うものです。 以上審議した結果、原案のとおり決定することといたしました。 皆様の一層のご審議をお願いいたします。</p> <p>これより、質疑に入ります。お、質疑の最初に記載ページと案件番号を告げてからご発言願います。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p>
-----------------------	--

<p>議 長</p>	<p>これより、採決いたします。</p> <p>本案は農政振興部会長報告のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p> <p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定についての案件中、議事参与の制限に該当する案件を除く案件について、及び議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについては、農政振興部会長報告のとおり可決されました。</p> <p>次に、日程第8 議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてを、議題といたします。</p> <p>議案第13号については、事務局から提案の内容について説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第13号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、ご説明いたします。</p> <p>定例議案書18ページをご覧いただきたいと思います。</p> <p>記載のとおり提案するものでありまして、内容は19ページからになっております。</p> <p>最初に点検・評価（案）でございます。このことにつきましては、各部会で既に説明したとおりでございますが、確認の意味を含めまして簡単に説明させていただきます。</p> <p>Iの農業委員会の状況では、令和4年3月31日現在の農業の概要と農業委員会の現在の体制について記載しているものでございます。</p> <p>次に20ページ、II担い手への農地の利用集積・集約化でございますが、記載のとおり集積面積目標を達成することができました。今後も各地域の農業委員・農地利用最適化推進委員が連携して農地の利用調整に関する活動を進め、農地中間管理事業等を活用しながら、行政・関係機関と連携し、担い手への農地集積・集約化を進めることが必要であります。</p> <p>次に21ページ、III新たに農業経営を営もうとする者の参入促進であります。記載のとおりであります。目標に対する評価であります。目標どおりの参入実績がありました。</p> <p>22ページ、IV遊休農地に関する措置に関する評価でございますが、記載のとおり、農地利用状況調査等による指導で解消</p>

	<p>を図りましたが、目標を達成することができませんでした。</p> <p>今後も農地パトロール等を通して遊休農地の発生防止に努めるとともに、利用意向調査等を活用して解消を目指す必要があります。</p> <p>次に23ページ、V違反転用への適正な対応では、記載のとおりとなっております。</p> <p>次に24ページか25ページ、VI農地法によりその権限に属された事務に関する点検であります。記載のとおりであります。なお、1の農地法第3条に基づく許可事務は市へ権限移譲のため該当事務はございません。</p> <p>次に26ページ、VII地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございますが、該当はございませんでした。VIII事務の実施状況の公表等でございますが、1総会等の議事録及び活動計画の点検・評価についてはHPで公表いたしております。農地利用最適化推進施策の改善についての意見の提出は、今年度は該当ありませんでした。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。これより、採決いたします。</p> <p>本案は事務局提案のとおり、決するにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、事務局報告のとおり可決されました。</p> <p>続きまして、日程第9部会報告 農政振興部会報告を議題とします。</p> <p>3月23日に、農政振興部会を開催し、審議を願っておりますので、農政振興部会長から審議内容について報告を求めます。</p>
農政振興部会長	<p>それでは、農政振興部会報告をいたします。</p> <p>本日の配布資料2ページをお開きください。</p>

	<p>先程ご審議いただきました、議案第11号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、新規参入法人から農業参入計画を説明いただいたのち、利用権設定18件、農地中間管理権5件、所有権移転6件を審議したほか、議案第12号 新潟市農用地利用集積計画の取り消しについて、利用権設定1件を審議しました。そのほか、議案第13号について、事務局から説明がありました。また、新潟市農用地利用配分計画(案)については、農地中間管理権の設定を受け、受け手への配分計画の報告がありました。そのほか、令和3年度の業務実績について、事務局から報告がありました。</p> <p>主な意見・質疑等は、農政振興部会報告に記載のとおりであり、その結果部会として承認されました。</p> <p>皆様のなお一層のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより、質疑に入ります。何かございませんか。</p>
小林委員	<p>8番 小林です。</p> <p>法人参入者について、個人経営時には近隣に迷惑を掛けていたが真摯に取り組むのでしょうか。また、代表者が他に経営する会社の子会社なののでしょうか。また、参入計画書に記載の従事日数は履行されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>子会社なのかとのご質問については、定款の記載のとおり、代表者が他に経営する会社の資本は入っていないので別会社であると考えております。従事日数は履行されるのかとのご質問については、計画書の記載内容が履行されるものと考えております。</p>
小林委員	<p>法人参入後も苦情が出るようなら対応を考えてください。</p>
議 長	<p>他に何かございませんか。</p>
窪田委員	<p>3番 窪田です。</p> <p>報告書には木崎地区について記載がありますが、代表者が他に経営する会社が学校跡地を購入して工事をしています。農機具の保管場所や近隣の埋め立て地に育苗ハウスを建てるとのうわさがあります。今後、参入法人が農地を取得する可能性はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>詳細は分かりませんが、学校跡地を拠点として農業を展開していくと聞いております。今後、木崎地区の農地を取得する可</p>

議 長	<p>能性があります。事務局はこれまでも委員の皆さまからお寄せいただいた情報を確認して耕作者に指導を行い、耕作者には対処していただいておりますので、今後も情報がありましたらご提供ください。</p> <p>他に何かございませんか。</p> <p>(他に質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、これにて質疑を終結いたします。</p> <p>本案は、農政振興部会長報告のとおり決することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>「異議なし」と認めます。</p> <p>よって、部会報告は、農政振興部会長報告のとおり決定されました。</p>
事務局	<p>次に、日程第10 報告事項を議題とします。</p> <p>事務局から報告を求めます。</p> <p>専決処分のご報告をいたします。</p> <p>お手元の専決処分書 27～30ページをご覧ください。</p> <p>最初に、農地法第5条転用届出に関する受理について、2件専決処分しました</p> <p>次に、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、7件専決処分しました。</p> <p>次に、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、14件専決処分しました。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>全日程が終了しました。</p> <p>これにて、令和4年3月 新潟市北区農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>閉 会 午前10時25分</p>

農業委員会等に関する法律第27条及び新潟市北区農業委員会会議規則第14条第2項の規定によりここに署名する。

新潟市北区農業委員会

議 長 首 藤 正 男

委 員 坂 井 祐 一

委 員 武 田 武 盛